

NTN ポータブル異常検知装置 出張測定サービス 利用規約

本規約は、NTN 株式会社(以下「当社」といいます)と、当社が提供する NTN ポータブル異常検知装置を用いた出張測定サービス(以下「本サービス」といいます)を利用する第三者(以下「ユーザー」といいます)との間の本サービスの利用条件、責任範囲および免責事項等に関する事項につき定めるものです。

第 1 条(契約主体および契約の性質)

本規約は、本サービスの提供形態が、当社の販売店・代理店等(以下「販売店・代理店等」といいます)を通じて提供される場合(以下「再販モデル」といいます)であるか、または当社がユーザーに直接提供する場合(以下「直販モデル」といいます)であるかを問わず、別途本規約に定めがある場合を除き、本サービスに共通して適用されるものとします。

第 2 条(本サービス)

1. 本サービスとは、ユーザーの支店・事業所等において、当社の技術者が当社のポータブル異常検知装置を使用し、ユーザーの設備等の振動を測定するサービスをいいます。
2. 本サービスの具体的な内容、実施日、実施場所等について、再販モデルにおいては、ユーザーと販売店・代理店等との間の個々の本サービスに関する契約に、直販モデルにおいては、ユーザーと当社との間の個々の本サービスに関する契約にて定めるものとします(以下当該契約をそれぞれ「個別契約」といいます)。

第 3 条(本サービスの提供)

1. ユーザーは本サービスの提供のために必要な測定対象物の情報等(以下「対象情報等」といいます)を当社(再販モデルにおいては販売店・代理店等)に提供します。
2. 当社は、個別契約で定められた期日(以下「提出期限」といいます)までに、ユーザーに対して(再販モデルにおいては販売店・代理店等を通じて)、測定結果(以下「測定結果」といいます)を提出するものとし、測定結果の提出をもって本サービスが完了したものとします。
3. 当社は、提出期限までに測定結果を提出できない(以下「納期遅延」といいます)ことが予想される場合は、直ちにユーザー(再販モデルにおいては販売店・代理店等、以下本項において同じ)に通知し、ユーザーと対応を協議するものとします。
4. 当社が前項の措置を講じた場合は、当社は測定結果の納期遅延に関して責任を負わないものとします。

第 4 条(本サービスの利用上の留意点)

1. 本サービスは、測定、測定結果の報告等を内容とする情報提供サービスであり、特定の結果、性能、品質、目的適合性その他のいかなる成果を保証するものではありません。

2. 本サービスは、測定時点における情報、前提条件、測定対象物の状態等を基に実施されるものであり、利用環境や条件の変化により結果が左右される場合があります。
3. ユーザーは、本サービスおよび測定結果を、自己の判断と責任において利用するものとします。

第5条(契約の成立)

1. 個別契約は、ユーザーが、当社の作成した見積書に基づく依頼書等(電磁的媒体によるものも含みます)を当社に交付し、当社がこれを承諾することで成立するものとします。なお、個別契約で本規約と異なる事項を定めているときは、個別契約の定めが優先して適用されます。
2. 前項にかかわらず、再販モデルにおいては、ユーザーと販売店・代理店等との間で、両者の合意に基づき個々の本サービスに関する契約が成立するものとします。
3. ユーザーは、本サービスの利用申込みまたは利用により、本規約の内容に同意したものとみなされます。ユーザーが本規約に同意しない場合には、本サービスを利用することはできません。

第6条(代金および支払等)

1. 再販モデルにおいては、本サービスに関する見積並びに、代金および費用の請求および支払は、ユーザーと販売店・代理店等との間で別途合意される条件に基づき行われるものとします。
2. 直販モデルにおいては、本サービスに関する見積並びに、代金および費用の請求および支払は、当社とユーザーとの間で締結される個別契約または別途合意される条件に基づき行われるものとします。ただし、代金の支払期限について、当該個別契約および別途合意される条件に定めがない場合、本サービスが完了した日から30日以内とします。
3. 前項において、当社は、代金の支払いを支払期限までに確認出来なかった場合、支払期日の翌日から支払い完了日の前日までの期間について、その未払い代金に対し年6%の割合(365/年の日割計算)の遅延利息を付して請求することができます。
4. 本規約は、ユーザーと別途合意される条件その他本サービスを除くユーザーとの取引条件を変更、補完または代替するものではありません。
5. 第12条第3項に定める事由その他やむを得ない事情により、当社が本サービスの全部または一部を提供できなかった場合であっても、当社が本サービスの提供に向けた作業に着手している場合には、本サービスに係る代金は、原則として当初合意された条件に従うものとします。
ただし、再販モデルの場合においては、本サービスに係る代金その他の取扱いは、ユーザーと販売店・代理店等との間での合意に基づき決定されるものとし、当社はこれに関与するものではありません。

第7条(当社の責任と免責事項)

1. ユーザーが本サービスを利用または測定結果を用いたことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
2. 当社は、本サービスおよび測定結果について、その完全性、確実性、有用性、さらに、これらが第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。
3. 本サービス終了後180日以内に当社の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの方法または測定結果の内容が、本規約に定める本サービスの内容およびユーザーと当社間の個別契約の内容と適合しないこ

と(以下「契約不適合」といいます)が判明した場合、当社は、ユーザーと協議の上、当社の費用負担のもと本サービスをやり直すか、ユーザーが被った損害を賠償するものとし、これ以外の責を負いません。

4. 前項に基づき、当社が賠償する損害は、ユーザーに発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、間接損害、特別損害、付随的損害、逸失利益その他これらに類する損害については責任を負わないものとします。また、当該賠償額は、本サービス提供に関連して当社がユーザーから受領した代金相当額を上限とします。
5. 前二項にかかわらず、再販モデルにおいて、本サービス終了後に当社の本サービスの方法または測定結果の内容がユーザーと販売店・代理店等間の個別契約と適合しないことが判明した場合は、原則ユーザーと販売店・代理店等間で解決するものとします。
6. 本条は、本サービスの利用に関する当社とユーザーとの間の責任範囲を定めるものであり、ユーザーと販売店・代理店等との間の契約関係に影響を及ぼすものではありません。

第8条(秘密保持)

1. ユーザーおよび当社は、本サービスに関連して知り得た相手方の技術上ならびに業務上の情報(以下「秘密情報」といいます)を厳重に保持し、相手方の書面による合意なしにこれを第三者に開示、漏洩および本サービス以外に使用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除きます。
 - (1) 相手方からの開示の際、既に公知、公用であったもの、または相手方からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知、公用となったもの
 - (2) 相手方から開示される以前に既に保有していたもの
 - (3) 相手方から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報であって、且つ、当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの
2. 前項の規定にかかわらず、当社はユーザーの秘密情報を自社の製品・サービスの開発もしくは改良またはユーザーへの自社の製品・サービスの提案の目的に利用することができるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、当社が受託する本サービスの全部または一部を第三者に再委託するときには、当社は秘密情報を当該再委託先に開示することができます。ただし、当該再委託先には当社が第1項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。

第9条(知的財産権)

1. 本サービスの提供に関連して当社が作成または提供する測定結果に関する知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 本サービスの測定対象物に関する権利は、引き続きユーザーまたは正当な権利者に帰属するものとします。

第10条(個人情報の取扱い)

当社は、本サービスに関連して取得するユーザーの個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従い、適切に取り扱います。

第11条(残存条項)

本サービスが終了した後も、本規約のうち、その性質上存続すべき条項(当社の責任と免責事項、知的財産権等)は有効に存続するものとします。

第 12 条(契約の解除)

1. ユーザーは、本サービスの測定日(本サービスが複数日にわたる場合は、その初日をいいます。以下同じ。)の 10 営業日(当社の営業日基準とします。)前までであれば、理由のいかんを問わず、当社に通知することにより、無償で個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 前項に定める期限を経過した後にユーザーが個別契約の全部または一部を解除する場合には、第 5 条に定める代金の支払条件その他当社とユーザーとの間で別途合意された条件に従うものとします。なお、再販モデルにおいては、本項に基づく解除時の代金その他の取扱いは、ユーザーと販売店・代理店等との間で合意に基づき決定されるものとし、当社はこれに関与するものではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに対して事前に通知することにより、個別契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) ユーザーから提供された対象情報等、ユーザーの測定対象物その他本サービスの実施に必要な事項に欠陥、不足、誤りまたは虚偽があり、本サービスの適切な提供が困難であると当社が判断した場合
 - (2) ユーザーの行為または利用態様により、本サービスの提供に重大な支障が生じ、または生じるおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が本サービスの提供を継続することが著しく困難であると当社が判断した場合

第 13 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社およびユーザーは、相手方に次の各号の事由のいずれかが生じたときは、催告その他手続きを要せず個別契約を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます)であるとき
 - (2) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者または取引先が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団である旨を伝えたとき
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をしたとき
2. 当社およびユーザーは、相手方が前項に定める契約の解除事由に該当し、個別契約を解除した場合、当該相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負いません。

第 14 条(規約の変更)

当社は、必要と判断した場合、事前にユーザーに個別に通知することなく本規約を変更することができます。

第 15 条(ユーザーの責任)

ユーザーが、本規約に違反し、当社に損害が生じた場合には、ユーザーは、当社に対し、当該損害のうち、ユーザーの責に帰すべき事由により生じた直接かつ通常の損害について、賠償責任を負うものとします。

第 16 条(準拠法および管轄)

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条(協議事項)

本規約に定めのない事項および本規約各事項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度当事者間で協議の上決定します。